

## 志學館大学大学運営会議規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、学校法人志學館学園が定める管理及び運営に関する規則及び志學館大学学則第13条第2項の規定に基づき、志學館大学運営会議（以下「運営会議」という。）に関し必要な事項を定める。

### (組 織)

第2条 運営会議は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 各学部長
- (4) 研究科長
- (5) 図書館長
- (6) 各学長補佐
- (7) 事務局長
- (8) その他学長が必要と認めた者

### (審議事項)

第3条 運営会議は、学長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育・研究の基本方針に関する事項
- (2) 学則その他重要な規程、要項及び要領等の制定及び改廃に関する事項
- (3) 学部・学科の設置及び改廃に関する事項
- (4) 教員その他重要な人事の方針に関する事項
- (5) 学生定員に関する事項
- (6) 教育課程の編成及び検証に関する事項
- (7) 学生の褒賞に関する事項
- (8) 学生支援に係る基本方針に関する事項
- (9) 学生の厚生補導等に関する重要事項
- (10) 入学試験その他学務に関する重要事項
- (11) 学部その他の機関との連絡調整に関する事項
- (12) 予算に関する事項
- (13) 学生募集及び広報に関する重要事項
- (14) 大学運営のための情報収集及び分析に関する事項
- (15) 職員の知識・技能の習得及び能力・資質を向上のための研修に関する事項
- (16) その他、大学の運営に関する重要事項

2 前項第6号のために、運営会議の下に教育課程編成会議を置く。教育課程編成会議に関しては、別に規程に定める。

3 第1項第14号のために、運営会議の下にIR室を置く。IR室に関しては、別に要項に定める。

(会 議)

第4条 学長は、運営会議を招集し、その議長となる。ただし、学長に事故あるときは、学長の指名した者がその職務を代理する。

2 運営会議は、構成員の3分の2以上の出席で成立する。

3 各課の課長は、運営会議に出席するものとする。

4 学長が必要と認めたときは、関係の職員を出席させ意見を聴くことができる。

(事 務)

第5条 運営会議の事務は、総務課で処理する。

(雑 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、運営会議に関し必要な事項は、運営会議の議を経て学長が別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成11年4月5日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 「志學館大学部局長会議規程」、「志學館大学予算委員会規程」及び「志學館大学学生募集戦略会議規程」は、廃止する。

附 則

この規程は、平成22年4月28日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月11日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年8月23日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年9月11日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年3月25日から施行する。